

(様式4)

質問・回答書

令和4年1月14日締切

商号又は名称 代表者役職氏名

㊞

〈※回答事項を閲覧に供するときは、質問者名は公表しない。〉

業務名	令和3年度(債務)蔵王町統合中学校敷地造成測量設計等業務	
番号	質問事項	回答事項
1	配置技術者について、管理技術者と造成実施設計の設計者の兼務は可能でしょうか。	資格があれば兼務を可とする。
2	配置技術者の資格について、管理技術者は入札公告通り技術士（建設部門：都市及び地方計画）、RCCM（都市計画及び地方計画）となっていますが、照査技術者はその他の建設部門の技術士・RCCM（例として道路）での入札参加は可能でしょうか。	業務実績のある入札参加者を数多く募るため、照査技術者に限り、技術士・RCCM 共「都市(計画)及び地方計画」以外の「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「道路」の資格者を含めることとする。
3	三次元点群測量を行うということは、設計業務にて三次元設計を想定するものでしょうか。	現況平面図作成済であるが、その後盛土材を仮置きしたため、平面図修正を目的に三次元点群測量を行うもので、三次元設計は想定していない。
4	UAV 測量は積雪等の状況によって工期への影響が懸念されますが、工期延長の想定はありますでしょうか。	業務地は、例年2月以降は降雪があっても2、3日で消えてしまうので心配は無い。
5	造成設計にあたり地質調査の結果について貸与いただけるものと想定してよろしいでしょうか。	今後、地質調査業務を発注するので、結果データを貸与する。
6	建築設計（基本設計）の実施状況（実施済 or 本業務と同時並行 or 未定）についてご教示願います。	建築の基本設計を令和4年10月までの予定で実施中であるため、本業務と同時並行となる。
7	校庭グラウンド、テニスコート、芝生広場、駐車場等の設計は本業務に含まないものとして理解してよろしいでしょうか。	よろしい。
8	関係機関協議（2機関）の想定相手先をご教示願います。	県建築宅地課及び県河川課。
9	農地転用許可申請図書の作成は本業務に含まないものと理解してよろしいでしょうか。	よろしい。

番 号	質問事項	回答事項
1 0	最低制限価格は千円単位でしょうか。一万円単位でしょうか。また、端数は切捨てでよろしいでしょうか。	千円単位、端数切り捨て。
1 1	業務価格は千円単位でしょうか。一万円単位でしょうか。	一万円単位。
1 2	測量業務について、単位当りの単価は有効数字4桁に端数処理しているのでしょうか。	していない。
1 3	業務明細書第2号摘要欄に記載の修正率(%)は小数第何位まで算出しているのでしょうか。切捨てか四捨五入かも合せてご教示ください。	土地区画整理事業調査設計費積算資料の基準通り。
1 4	第16号単価表「整地設計」について、「法面設計・構造物詳細設計」の備考欄に「員数補正」の記載がありますが、具体的な補正值をご教示ください。	50%。
1 5	「用水路設計」の歩掛を参照している基準書・資料等をご教示ください。見積の場合は歩掛の公表をお願い致します。	設計業務等標準積算基準書の歩道詳細設計歩掛を参考にしている。
1 6	「都市計画法開発行為申請図書作成」の歩掛を参照している基準書・資料等をご教示ください。見積の場合は歩掛の公表をお願い致します。	土地区画整理事業調査設計費積算資料の都市施設都市計画決定資料作成(道路)歩掛を参考にしている。
1 7	旅費交通費の率は「土木設計業務」と「調査、計画業務」のどちらの区分を用いているのでしょうか。	土木設計業務。
1 8	路線測量の変化率について、地域補正は耕地・平地でしょうか、耕地・丘陵地のどちらでしょうか。	単価表に記載した通り、耕地・丘陵地。
1 9	道路設計の変化率について、30ha 当り標準延長8.6 kmと記載がありますが、8.6km の単価に対して0.2 km分計上している考え方でよろしいでしょうか。	よろしい。
2 0	用水路設計の変化率について、適用している変化率補正についてお示しください。	業務明細書に記載した通り、補正なし。
2 1	適用歩掛について、参考明細書に使用している歩掛の出典及び採用年度についてお示しください。	設計業務等標準積算基準書(令和3年度版) 土地区画整理事業調査設計費積算資料(令和2年)

番 号	質問事項	回答事項
2 2	防災調整池の変化率について、30ha 当りの単価になっておりますが、4.6ha の面積補正を修正率として適用していると考えてよろしいでしょうか。	よろしい。
2 3	最低制限価格は、千円以下切り捨て又は万円以下切り捨てでしょうか。	千円単位、端数切り捨て。
2 4	本業務に特記仕様書はございますか。	本回答書に添付する。
2 5	排水設計（雨水）、污水設計、上水設計が業務委託設計書に記載がございませんが、対象業務ではないと理解してよろしいでしょうか。 なお、含まれない場合は、開発行為申請を本業務の成果のみで対応できかねます。受託後に協議により変更追加は可能でしょうか。	污水・上水設計は造成区域外の町道に敷設し、排水は建築外構設計で検討する予定なので、対象業務としていない。 必要であれば協議する。
2 6	防災設計の「調整池」は、通常、工事期間中の仮設調整池がと認識しています。齟齬ございませんでしょうか。	防災調整池設置とする。
2 7	開発行為申請図書作成には事前協議書の作成が含まれているのでしょうか。	事前相談を含む。
2 8	開発行為申請図書作成は、作成までで完了でしょうか。許可取得まででしょうか。	許可取得まで。
2 9	計画地は農地のように見えますが、農地転用手続きは不要でしょうか。	不要。
3 0	造成設計に要する、地質調査、解析業務は完了されていますでしょうか。	今後、地質調査業務を発注するので、結果データを貸与する。
3 1	計画地の地質調査は実施済みでしょうか。または別途発注の予定でしょうか。	今後、別途地質調査業務を発注する予定。
3 2	地質調査が別途発注の場合、実施時期はいつ頃となりますでしょうか。	令和 4 年 4 月の予定。
3 3	建築設計の進捗状況についてご教示ください。本造成設計と並行して建築設計も進めるのでしょうか。	現在、建築の基本設計を令和 3 年 12 月に着手し、令和 4 年 10 月までの予定で実施中のため、造成設計と同時並行となる。

番 号	質問事項	回答事項
3 4	建築設計と本造成設計との調整についての検討経緯、検討資料（例えば基本設計など）はあるのでしょうか。具体的には建築設計の配置・インフラ（地下埋施設）などの調整事項は決定していますでしょうか。	令和 2 年度に基本計画で配置計画案を策定しており、その後建築設計プロポーザルで決定した建築設計事務所から提案された施設配置案は基本的に共通している。また、外周道路及び上下水道のインフラ整備は庁内担当部署と業務分担することで調整済み。
3 5	業務の進め方として、測量業務を完了してから設計と考えてよいでしょうか。その場合、測量は積雪による作業着手の遅延等も想定されます。業務工程上で必要な調整事項、手続きがあればご教示ください。	測量後、設計でよろしい。 また、業務地は、例年 2 月以降は降雪があっても 2、3 日で消えてしまうので心配は無い。
3 6	造成実施設計の設計者について、管理技術者との兼務でもよろしいでしょうか。それとも別途配置が必要なのでしょうか。	資格があれば兼務を可とする。
3 7	防災設計について、修正率に関する条件は地区面積 4.6ha でよろしいでしょうか。異なる場合にはご教示をお願いします。	よろしい。
3 8	用排水路設計について、適用している積算基準、延長補正率の算出方法を具体的にご教示をお願いします。また延長について業務明細書 (0.8 km) と数量計算書 (0.9 km) との差異がありますがどちらが正しいのでしょうか。	設計業務等標準積算基準書の歩道詳細設計歩掛を参考にし、業務明細書に記載した通り、補正なし。 また、延長については業務明細書 0.8 km で業務価格を積算願う。契約後は設計延長で精算変更予定。
3 9	打合せ（測量、設計ともに）について、適用されている歩掛は、設計業務等標準積算基準書の共通歩掛と考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、適用されている基準、歩掛を具体的にご教示をお願いします。	よろしい。
4 0	関係機関協議について、適用されている歩掛は、設計業務等標準積算基準書の共通歩掛を計上していると考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、適用されている基準、歩掛を具体的にご教示をお願いします。	よろしい。
4 1	旅費交通費について、明細書第 2 号より率計上と想定されますが、適用されている区分は土木設計業務（宿泊無し）との認識でよろしいでしょうか。異なる場合には、ご教示をお願いします。	よろしい。
4 2	計画地の地盤状況が分かる地質調査等は行っていますか。	今後、地質調査業務を発注する予定。

番 号	質問事項	回答事項
4 3	関係機関協議「2機関(県建築宅地課・県河川課)」とありますが、農業用水等の地元土地改良区との協議は不要ですか。	令和 2 年度の基本計画作成時に土地改良区と用水路付替え案を協議済み。
4 4	計画地の法規制を教えてください。(例：農業振興区域、埋蔵文化財等) 合せて上記の法規制解除等に関する協議も本業務へ含まれますか。	農業振興区域内(農用地指定無し)、埋蔵文化財区域外等で協議は含まず。
4 5	工事費は概算工事費でなく「工事設計書(発注用の積算図書)」でしょうか。	概算工事費。
4 6	業務スケジュール上の制約はありますか。 (例：開発許可の事前協議の期日、議会への予算報告するための期日など)	令和 5 年度上半期に造成工事を発注予定。
4 7	整地設計について、設計対象地区の土質調査は別途実施されているという認識でよろしいでしょうか。また、地質調査結果により軟弱地盤対策工が必要となった場合、設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	今後、地質調査業務を発注する予定。 また、必要となった場合地質調査において軟弱地盤技術解析を検討する予定。なお、造成設計業務と必要事項は別途協議する。
4 8	防災設計について、調整池設計において放流下流水路の断面測量が必要となった場合、設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	既に基本計画策定段階で検討資料はあるが、必要となった段階で協議する。
4 9	用排水設計について、現況用排水路の断面測量が必要となった場合、設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	既に基本計画策定段階で検討資料はあるが、必要となった段階で協議する。
5 0	開発行為申請図書作成について、現時点における関係機関協議の状況についてご教授願えませんでしょうか。	計画地内及び下流の農業用水路の付替え等について、基本計画策定段階で土地改良区と協議済み。
5 1	開発行為申請図書作成等について、現時点で結構ですので計画平面図がございましたらご提供頂くことは可能でしょうか。	町ホームページ(教育委員会又は教育総務課内)に公開されている、統合中学校基本計画書内の図面を参照願う。
5 2	今業務の設計図書等について、特記仕様書はどちらに掲載されているかご教示願います。	本回答書に添付する。
5 3	業務明細書第 2 号「用水路設計」「都市計画法開発行為申請書作成」について、どちらの積算基準書を適用されておりますか。	「用水路設計」は設計業務等標準積算基準書の歩道詳細設計歩掛を参考にしている。 また、「都市開発行為申請書作成」は土地区画整理事業調査設計費積算資料の都市施設都市計画決定資料作成(道路)歩掛を参考にしている。

番 号	質問事項	回答事項
5 4	第 2 号単価表 UAV 写真測量において、縦横断図データファイルの作成が計上されていますが、路線測量（縦断測量及び横断測量）とは別の作業を求めているのでしょうか。	計画地の現況平面図(1/500)が作成済みとなっているが、測量後に盛土材を整形仮置きしている区域があり、その形状を修正するため UAV での補足測量を考えている。
5 5	UAV 写真測量において、標定点及び検証点の位置精度は何m以内を想定されていますか。	受注後、打合せを行う。
5 6	UAV 写真撮影前に、敷地内の草刈り・除草は計画されていますか。または受託者が行いますか。	受注後、打合せを行う。
5 7	用地測量において、復元測量からの仕様となっていますが、境界確認や土地境界確認は既に完了されておりますか。	既に完了している。
5 8	用地測量（外周道路分筆）において、地籍測量図の作成も含まれていますか。	作成を含む。
5 9	農地転用手続きは業務外でしょうか。	そのとおり。
6 0	農振除外手続きは業務外でしょうか。	そのとおり。
6 1	32 条公共施設管理者同意手続きは業務外でしょうか。	協議資料作成を含む。
6 2	学校の建築は、37 条制限解除を行い造成工事と同時と考えているのでしょうか。	考えていない。
6 3	関係機関協議は、建築宅地課・県河川課以外（蔵王町・農業委員会等）は行わないと考えてよろしいでしょうか。	町建設課道路計画と打合せを要す。
6 4	近隣住民の同意取得は業務外でしょうか。	そのとおり。
6 5	調整池の位置が、隣接住宅地の横になっていますが、隣接地の承諾は得られているのでしょうか。	計画説明済み。
6 6	住民説明会の参加及び資料作成は業務外でしょうか。	そのとおり。

番 号	質問事項	回答事項
67	調整池からの雨水は農業用水路に放流するのでしょうか。それとも直接河川へ放流するのでしょうか。	農業用水路に放流予定。
68	業務明細書第2号「旅費交通費」について、土木設計業務の計算式で計上されておりますでしょうか。	そのとおり。
69	第19号単価表「用水路設計」について、こちらは「道路詳細設計B」の歩掛を採用されておりますでしょうか。	していない。
	採用されている場合補正条件詳細をご教示いただけますでしょうか。	していない。
	採用されていない場合参考歩掛を公表頂けないでしょうか。	設計業務等標準積算基準書の歩道詳細設計歩掛を参考にしている。
70	第23号単価表「都市計画法開発行為許可申請書作成」について参考歩掛を公表頂けないでしょうか。	土地区画整理事業調査設計費積算資料の都市施設都市計画決定資料作成(道路)歩掛を参考にしている。
71	造成設計で必要となる地質調査ならびに地盤解析は、実施済み又は別業務でしょうか。	今後、別業務で発注する。
72	造成敷地内の雨水排水路、汚水排水路ならびに上水道設計は、業務外でしょうか。	業務外である。
73	農地転用に係る手続き状況をご教授いただけますでしょうか。	町農業委員会に許可を要さないことを確認済み。
74	敷地内公共物の用途廃止等の手続きは、実施済み又は別業務でしょうか。	用地測量実施済みであるが、用途廃止手続き未了。
75	対象敷地は、国土調査済みでしょうか。また、実施済みの場合、調査年をご教授いただけますでしょうか。	令和2年度に用地確定測量済み。
76	都計法29条は現行法令では、民間開発が主で、行政による開発許可は、都計法第34条と認識しています。第34条実績を同種実績としてよろしいでしょうか。	法第34条の2(開発許可の特例)のことと思われるが、蔵王町は事務処理市町村となっていないため、都計法第29条の許可申請となるので、同種実績とは考えない。
令和4年1月17日		回答者 統合中学校準備室長(公印省略)